

議案第25号

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

現在管理している小集落改良住宅2棟4戸を老朽化により廃止する。

2 改正内容

次の住宅を別表（第3条関係）小集落改良住宅から削除する。

建設年度：昭和49年度

所在地：日野町下榎118番地/119番地

構造別：住宅部分 コンクリートブロック2階建

作業所部分 コンクリートブロック平屋建

家賃（月額）：4,500円

備考：2棟4戸

3 施行期日 公布の日から施行する。

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和52年日野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条関係) 小集落改良住宅					別表(第3条関係) 小集落改良住宅				
建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考	建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考
昭50	日野町下榎 220番地1 220番地3	住宅部分 コンクリートプロ ック2階建 作業所部分 コンクリートプロ ック平家建	4,500円	1棟1戸	昭49	日野町下榎 /118/119/番地	住宅部分 コンクリートプロ ック2階建 作業所部分 コンクリートプロ ック平家建	4,500円	2棟4戸
略					昭50	日野町下榎 220番地1 220番地3	住宅部分 コンクリートプロ ック2階建 作業所部分 コンクリートプロ ック平家建	4,500円	1棟1戸
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。